

平成 28 年 4 月 18 日  
福山瓦斯株式会社

「地球温暖化対策のための税」の税率引き上げに伴う  
ガス料金の改定について

弊社は、「地球温暖化対策のための税」の税率が引き上げられることに伴い、平成 28 年 6 月 1 日からガス料金を改定することとし、本日、中国経済産業局長に対し、一般ガス供給約款の変更届出を行いましたので、お知らせいたします。あわせて、選択約款についても同日、変更の届出を行いました。

今回の改定は、「地球温暖化対策のための税」の税率引き上げ[1m<sup>3</sup>あたり 0.21 円(税別)]をガス料金に反映するものです。

弊社は今後もさらなる経営効率化に努めるとともに、サービス向上並びに保安の確保に鋭意取り組んでまいりますので、なにとぞ変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

**【一般ガス供給約款の変更の主な内容】**

「地球温暖化対策のための税」の税率の引き上げに伴う改定

化石燃料に課税される「地球温暖化対策のための税」の税率が、平成 28 年 4 月 1 日から引き上げられることに伴い、平成 28 年 6 月 1 日から以下の単価を上乗せした新単価を適用します。

	ご負担額 (税別)
1m <sup>3</sup> あたり	0.21 円

以 上



### (参考1) 標準的なご家庭の1か月あたりのガス料金における影響額

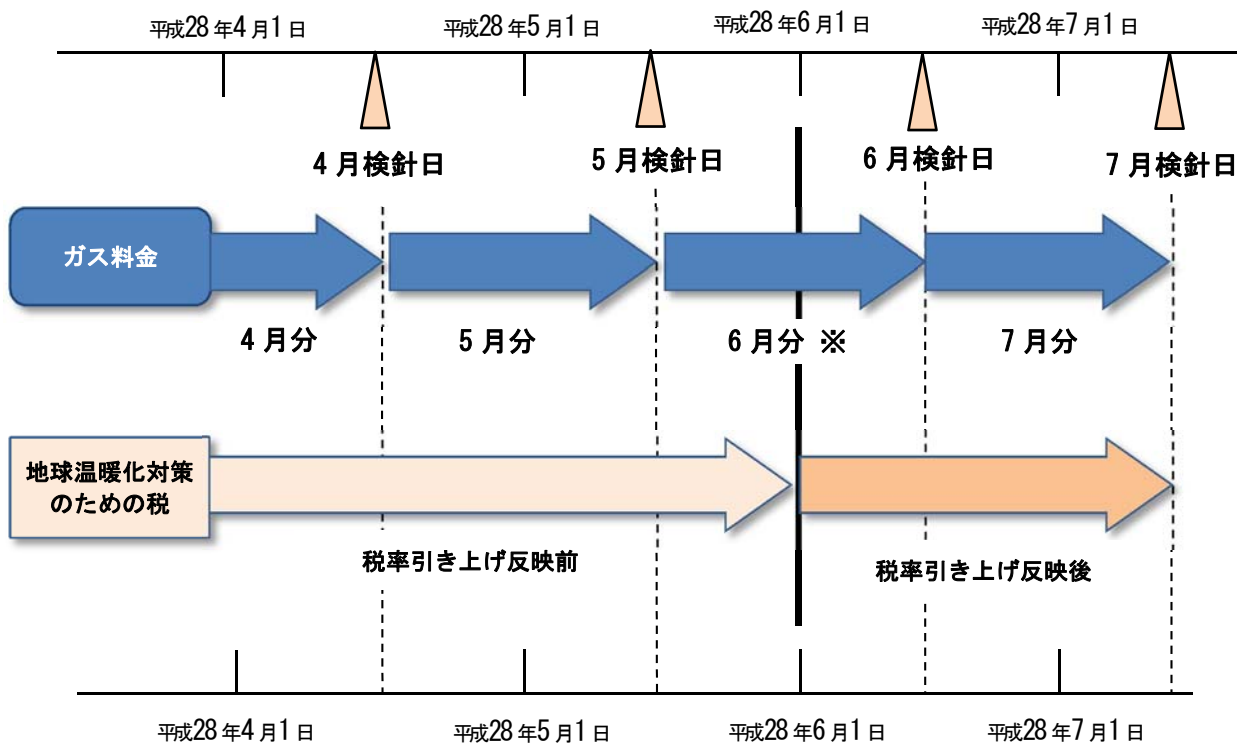
使用ガス量	現行ガス料金	「地球温暖化対策のための税」の税率引き上げ後
25 m <sup>3</sup>	5,849 円	5,854 円
		影響額 + 5 円

(注) 1. 「地球温暖化対策のための税」の税率引き上げによる影響額は、1か月分を通して新単価が適用された場合の金額です。

2. 基準単位料金で算定しています。

### (参考2) 料金算定のイメージ

ガス料金を以下のとおり算定します。



※ 6月分の使用ガス量は、5月ご使用分(5月検針日の翌日から5月31日まで)と6月ご使用分(6月1日から検針日まで)とに日数比で按分し算定します。